

「障害者控除対象者認定書」の交付について

- ・市では、所得税や市・県民税の「障害者控除対象者認定書」を交付しています。
- ・介護認定の内容により、所得税や市・県民税が軽減される場合があります。

1 障害者控除対象者認定とは？

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳）の交付を受けていなくても、介護認定の内容により、課税対象となる所得金額から一定金額の控除（障害者控除）を受けることができる制度です。
- ② 課税対象となる「所得金額」から一定の金額が控除されますので、その所得金額を基に算定した所得税や市・県民税が軽減される場合があります。
- ③ ご本人又はその方を扶養している親族の方は、所得税や市・県民税の申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、「（特別）障害者控除」が適用されます。

2 対象者は、次の全てに該当する方です。

- ①本市に住所があり、65歳以上の方で障害者手帳等の交付を受けていない方。 ※1
- ②要介護1～5で、身体障害、知的障害と同等と認められる、もしくは認知症で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする方（認定基準により判断されます）。

※1 障害者手帳をお持ちの方でも、手帳等級にかかわらず、状態が重度と判断された場合に「特別障害者（重度）」に該当することがあります。詳細については、担当窓口にご相談ください。

3 下記の書類等をお持ちの上、市役所福祉課で申請してください。

- ① 本人（障害者控除の対象となる方）の身分証明書（健康保険証等）。
- ② 代理人（窓口で申請する方）が申請する場合は、代理人の身分証明書と、本人の身分証明書か、押印した本人からの委任状が必要です。

4 申請は、随時可能です。

- ・なお、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

5 控除額は？

控除区分	所得税	住民税（市県民税）
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円（同居の場合75万円）	30万円（同居の場合53万円）

- ◆認定書交付関係 福祉課障がい福祉係 (☎27-1850)
- ◆介護保険認定関係 福祉課介護管理係 (☎40-1645)
- ◆税申告関係 税務課市民税係 (☎40-0258)